



## 10月受診分から、埼玉県内医療機関での受診方法が変わります。【富士見市重度心身障害者医療費助成制度】

- ・70歳未満の方（後期高齢者医療制度の被保険者を除く）

令和4年9月受診分まで	令和4年10月受診分から
富士見市・ふじみ野市・三芳町内の医療機関等は「現物給付」	埼玉県内の医療機関は、原則「現物給付」 ※柔道整復等は富士見市・ふじみ野市・三芳町内のみ
限度額 なし	限度額 21,000円

- ・70歳以上75歳未満の方（後期高齢者医療制度の被保険者を除く）

令和4年9月受診分まで	令和4年10月受診分から
償還払い	埼玉県内の医療機関は、原則「現物給付」 ※柔道整復等は富士見市・ふじみ野市・三芳町内のみ
	限度額 外来 8,000円 入院 15,000円

- ・後期高齢者医療制度の被保険者の方

令和4年9月受診分まで	令和4年10月受診分から
償還払い	埼玉県内の医療機関は、原則「現物給付」 ※柔道整復等は富士見市・ふじみ野市・三芳町内のみ
	限度額 なし (富士見市以外の後期高齢者医療制度の被保険者の方は、 限度額が外来8,000円・入院15,000円)

- ・「償還払い」とは、受給者が医療機関の窓口で医療費（一部負担金）を支払い、その領収書等を添えて市に請求する方法
- ・「現物給付」とは、医療機関が医療費（一部負担金）を市へ請求し、受給者に代わって市が医療費（一部負担金）を支払う方法

### 現物給付には「限度額」があります

富士見市、ふじみ野市、三芳町を含む県内の医療機関ごと（入院・外来・歯科別）にひと月の医療費（一部負担金）を合計し、限度額以上になった場合は、そのひと月の医療費を全額窓口でお支払いください。この場合は、償還払いの方法で支給を行います。

#### 【例】限度額が21,000円の方

1回目…10月1日にA病院で受診。医療費は10,000円。窓口払いなし。

2回目…10月8日にA病院で再受診。医療費は11,000円。

ひと月の医療費の合計が21,000円以上になる為、1回目の医療費とあわせ、21,000円の窓口払いが必要となる。



## 償還払いの流れ



「重度心身障害者医療費請求書」に領収書を添付し、翌月以降に、市役所または出張所に申請してください。

加入している健康保険組合等から「高額療養費」や「附加給付金」が受けられる場合は、先に健康保険組合等に高額療養費などの支給申請し、給付を受けた後、支給額が分かる書類（支給決定通知等）と領収書をあわせて市に申請してください。

## 制度をご利用される皆様へ



- ① 柔道整復等（接骨院や整骨院等）の現物給付は、「富士見市・ふじみ野市・三芳町」内に所在する施術所のみです。
- ② 受診の際は、「健康保険証」と「受給者証」を医療機関等の窓口で提示してください。忘れて提示できない場合は、現物給付での受診ができない場合もあります。（現物給付に対応していない医療機関等もあります。あらかじめご確認ください。）
- ③ 自立支援医療、特定疾病など他の公費負担医療制度を受けられる方は、それぞれの公費負担医療制度の受給者証もあわせて医療機関等の窓口で提示してください。
- ④ 富士見市の国民健康保険及び後期高齢者医療制度加入者を除く「特定疾病療養受療証」所持者で人工透析などの調剤薬局分については、現物給付の対象外です。
- ⑤ 学校、幼稚園、保育所の管理下における“けが”等で日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度の対象となる場合は、この制度は利用できません。受診の際は、受給者証を使用せず、窓口で一部負担金を支払ったあと、学校等へ申請してください。
- ⑥ 非課税世帯で加入している健康保険の保険者から「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受け、医療機関で使用した方は、食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額（食費に係る額に限る）も助成いたします。
- ⑦ 救急外来や休日・夜間診療は割増料金がかかり、医療費の増加につながります。受診する際には平日の診療時間内に受診することができないかご検討ください。夜間・休日の急な病気でお困りの際は、「救急電話相談（＃7119）」をご利用ください。家庭での対処法や受診の必要性について、看護師などと電話で相談ができます。

## 届出等に関するお願い

次の場合は、障がい福祉課に必ず届出が必要です。

- ① 加入する健康保険や、住所・氏名、支給先の口座等に「変更」があったとき
  - ② 生活保護の受給、転出及び死亡など、受給資格が「喪失」したとき
- 資格喪失後に重度心身障害者医療費受給者証を使用した場合、医療費の返還が生じます。

### 【問い合わせ】

〒354-8511 富士見市大字鶴馬1800番地の1

富士見市役所障がい福祉課給付係 電話:049-251-2711(内線 373・371)

